

入 札 説 明 書

地方独立行政法人宮城県立こども病院

この入札説明書は、本件一般競争入札に関し、「地方独立行政法人宮城県立こども病院会計規程」及び「地方独立行政法人宮城県立こども病院政府調達に関する物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程」に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を示すものである。

1 競争入札に付する事項

（１）調達案件及び数量

仮想サーバ基盤構築 一式

（２）調達をする物品の仕様

別添仕様書のとおり

（３）納入期限

令和 5 年 3 月 31 日

（４）納入場所

宮城県仙台市青葉区落合四丁目 3 番 17 号

宮城県立こども病院

（５）入札方法

落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（６）その他の条件

ア 納品の際は、組み立てが必要な場合は実施後使用できる状態とし、当法人の指定する場所まで搬送することとする。

イ 当該物品は、納入業者及び製造元の保障を受けることができるものとする。

ウ 当該物品を使用する際には、納入業者が必要な取り扱い方法を説明することとし、不具合発生時は製造元と協力して即時対応体制をとることとする。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）地方独立行政法人宮城県立こども病院契約実施規程第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。

（２）宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下、「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、

これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の交付期間

令和4年9月22日(木)から 令和4年10月31日(月)まで

(2) 入札書及び入札説明書の交付方法

宮城県立こども病院ホームページ (<https://www.miyagi-children.or.jp/>) 内よりダウンロードすること。

(3) 入札日時及び場所

ア 令和4年11月1日(火)10時00分

イ 宮城県仙台市青葉区落合四丁目3番17号

宮城県立こども病院 本館2階 応接室

(4) 郵送による場合の入札書受領期限及び提出場所

ア 令和4年10月31日(月)17時00分

イ 宮城県仙台市青葉区落合四丁目3番17号

宮城県立こども病院 事務部経営企画課

(5) 質疑及び回答

仕様書等について疑義がある場合は、別添質疑書を下記4へFAXまたは電子メールにより書面で提出すること。質疑書の受付は、令和4年10月6日(木)17時までとし、回答はホームページに掲載する。なお、回答により、別紙仕様書に追加または修正が生じた場合は、速やかにホームページ内に通知する。

4 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合四丁目3番17号

宮城県立こども病院 事務部経営企画課 藤本 尚子

電話 022-391-5111 電子メール kikaku@miyagi-children.or.jp

5 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係の無い職員を立ち合わせて行うものとする。

(2) 代理人が入札に参加するときは、「委任状」を持参するものとする。

6 落札者の決定方法

(1) 入札書を提出した入札者であって、当院で作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。

- (2) 最低価格が同額の入札が複数あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、郵送により入札された場合には、入札執行事務に関係の無い職員が代理として、くじを引くこととする。
- (3) 最低価格が予定価格に達しない場合は、入札を再度3回まで行う。なお、3回の入札で予定価格に達しなかった場合には、最低金額を記載した入札者から見積合せによる随意契約を行うことがある。
- (4) 入札執行に際して不正行為があった場合は、直ちに退場、失格とする。

7 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (3) 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書及び入札書において必要とされる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要